

(仮称)小田原市小売業の地域貢献に関する条例等の制定に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市商業者等の地域貢献に関する条例
政策等の案の公表の日	平成24年8月27日
意見提出期間	平成24年8月27日から平成24年9月26日まで
市民への周知方法	市ホームページ、市広報紙に掲載。産業政策課、各タウンセンター、支所、連絡所で資料配布。

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	1 件 （ 1 人）
インターネット	0 人
ファクシミリ	1 人
郵送	0 人
直接持参	0 人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件 数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	1
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他（質問など）	0

〈具体的な内容〉

(1) 定義に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	「商業者」に「本店が市外にあるチェーン店の支店（コンビニエンスストア、居酒屋、ファミリーレストラン、ホームセンター等）を含む」を加えていただきたい。	B	「商業者」は、「本市において小売業又はサービス業に属する事業を営む者及び当該事業の用に供する店舗を設置する者」であり、ご意見の「本店が市外にあるチェーン店の支店」もこれに含まれております。